

平成17年田村市議会3月定例会会議録

(第2号)

会議月日 平成17年3月16日(水曜日)

出席議員(68名)

議長 三瓶 利野

1番 七海 博 議員	2番 木村 高雄 議員
3番 箭内 幸一 議員	4番 佐藤 貴夫 議員
5番 渡邊 勝 議員	6番 吉田 一郎 議員
7番 佐藤 喬 議員	8番 佐藤 義博 議員
9番 佐藤 忠 議員	10番 先崎 温容 議員
11番 永山 弘 議員	12番 吉田 紳太郎 議員
13番 遠藤 文雄 議員	14番 石井 市郎 議員
15番 新田 耕司 議員	16番 本田 芳一 議員
17番 秋元 正登 議員	18番 根本 浩 議員
19番 橋本 紀一 議員	20番 遠藤 庄二 議員
21番 新田 秋次 議員	22番 石井 俊一 議員
23番 橋本 善正 議員	24番 松本 道男 議員
25番 吉田 文夫 議員	27番 小林 清八 議員
28番 村上 好治 議員	29番 猪瀬 明 議員
30番 宗像 清二 議員	31番 渡辺 ミヨ子 議員
32番 松本 敏郎 議員	33番 小林 寅賢 議員
34番 松本 熊吉 議員	35番 宗像 宗吉 議員
36番 本田 仁一 議員	37番 浦山 行男 議員
38番 白岩 行 議員	39番 横井 孝嗣 議員
40番 白岩 吉治 議員	41番 石井 喜壽 議員
42番 本田 正一 議員	43番 吉田 忠 議員
44番 白石 治平 議員	45番 渡邊 鐵藏 議員

46番	早川 栄二	議員	47番	吉田 正直	議員
48番	箭内 仁一	議員	49番	村越 崇行	議員
50番	長谷川 元行	議員	51番	橋本文雄	議員
52番	石井 忠治	議員	53番	安藤 勝	議員
54番	半谷 理孝	議員	55番	吉田 豊	議員
57番	照山 成信	議員	58番	佐藤 孝義	議員
59番	松本 哲雄	議員	60番	大和田 一夫	議員
61番	渡邊 文太郎	議員	62番	安藤 嘉一	議員
63番	佐藤 弥太郎	議員	64番	面川 俊和	議員
65番	松崎 功	議員	66番	宗像 公一	議員
67番	柳 沼博	議員	68番	橋本 吉△村	議員
69番	菅野 善一	議員			

欠席議員（2名）

26番	渡辺 勇三	議員	56番	佐久間 金洋	議員
-----	-------	----	-----	--------	----

説明のため出席した者の職氏名

市長職務執行者	博多 祐輔	総務部長	相良 昭一
企画調整部長	郡司 健一	生活福祉部長兼 福祉事務所長	秋元 正信
産業建設部長	塚原 正	滝根行政局長	青木 邦友
大越行政局長	吉田 良一	都路行政局長	新田 正
常葉行政局長	白石 幸男	船引行政局長	佐藤 輝男
総務部総務課長	佐藤 健吉	総務部財政課長	助川 弘道
総務部税務課長	吉田 拓夫	企画調整部 企画調整課長	橋本 隆憲
企画調整部 観光交流課長	白石 忠臣	生活福祉部 生活環境課長	渡辺 貞一
生活福祉部 保健課長	加藤 与市	生活福祉部 福祉課長	本田 正

産業建設部 産業課長	加藤久雄	産業建設部 参事兼建設課長	宗像正嗣
産業建設部 下水道課長	渡辺行雄	収入役職務代理者 (出納室長)	宗像トク子
教育委員長	白岩正信	教育長	大橋重信
教育次長	宗像泰司	教育委員会事務局 教育総務課長	吉田博
教育委員会事務局参事 兼生涯学習課長	堀越則夫	選挙管理委員長	鈴木季一
選挙管理委員会 事務局長	佐藤健吉	農業委員会 事務局長	塚原正
農業委員会 事務局総務課長	根本徳位	水道事業所長	助川俊光

事務局出席職員職氏名

事務局長	白石喜一	主任主査	石井孝行
主任主査	斎藤忠一	主査	渡辺誠
主事	大越貴子		

議事日程

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

局長（白石喜一） 開会前にご報告を申し上げます。

市長職務執行者より議長に対しまして、平成17年度田村市一般会計暫定予算書にミスプリントが発見されましたので訂正の申し入れがありました。訂正箇所につきましては、皆様のお手元に配付いたしました正誤表のとおりでありますので、ご了承賜りたいと存じます。

それから、お手元に配付いたしました平成17年田村市議会3月定例会一般質問事項表につきましてでございますが、事務局の方の手違いによりまして15番新田耕司議員からの通

告のありました質問事項4項目のうち、2項は載せたんですが、3項目目の「新市機構における本庁と行政局の役割と職務分掌について」、それから4項目目の「市指定金融機関の選定について」、これが漏れてしまいました。直ちに訂正いたしまして、後ほど配らせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それからもう1カ所なんですが、一般質問順位の10番目の照山成信議員さんの名前ですが、「茂」になっておりますので、これを成功の「成」、なるに訂正をいたしたいと思ひます。後ほど正しいものをお配りいたしたいと思ひます。

以上、ご了承をお願ひしたいと思ひます。

午前10時00分 開議

議長（三瓶利野） 皆さん、おはようございます。

会議規則第2条の規定による欠席の届け出者は、56番佐久間金洋君、26番渡辺勇三君であります。

農業委員会会長は所用により欠席する旨の届け出がありましたので、ご報告申し上げます。

ただいまの出席議員は68名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付した議事日程（第2号）のとおりであります。

日程第1 一般質問

議長（三瓶利野） 日程第1、一般質問を行います。

通告の順序により44番白石治平君の発言を許します。白石治平君。

（44番 白石治平議員 登壇）

44番（白石治平） 私は、常葉町の白石治平であります。

3月1日、いよいよ待ちに待った田村市が誕生いたしました。5町村の議員で田村市議会議員となり、過日、スタートすることになりました。私も田村市の市議会議員としての職責を考えると、自分の身の引き締まる思いであります。また、田村市議会の最初の定例議会においてトップで質問登壇できることを大変光栄にも存じております。新生田村市の市議会の名を汚さぬよう努力、精進することについてお誓ひ申し上げ、以下、通告に従い2点、5項目について質問をいたします。

第1点は、田村市の誕生について、3項目についてお伺いをいたします。

一つは、新生田村市の誕生についてのご所見。二つ目は、合併特例債の前倒しについて。三つ目は、財政計画の3項目について順次質問をいたしますので、ご答弁をお願いいたします。

まず初めに、田村市誕生についてお伺いをいたします。

我が田村市は平成17年3月1日付をもって新生田村市として誕生いたしました。この合併は県下では2番目、新設合併では1番目であります。県下89あった市町村も四つ減って85になったと新聞に掲載されておりました。国の政策に真正面から反対していると思われる矢祭町は別として、旧田村郡内に三春町は最初から、隣の小野町は意見が合わないと途中から合併協議会を離脱し独自の道を歩むことになったことはまことに残念であります。合併の是非は他の地域でも大いに論じられているところではありますが、同じ地域で自分たちだけでやっていこうという独自の道を歩もうとしている町があることを私たちは忘れてはいけないと思います。

最終的には残った5町村で合併することになりましたが、この中には合併しないで済むなら合併しないでほしかったと、こう思われた方もたくさんおられたのではないかと思います。しかし、今国が進めている地方分権、三位一体改革の中で地方財源のかなめとなってきた地方交付税等が大幅に削減されておりますし、少子高齢化の進行による人口の減少、何よりも地方分権のための受け皿となる新自治体が必要となってくるのであります。さらに情報通信技術の目ざましい進歩、交通基盤整備による生活圏の拡大など、多様化した住民のニーズにこたえていくためには広域合併が必要である、そういう見地から市民の皆さんが出してくださった答えは今回の合併であると思います。今回の合併を受けて、私たちは田村市のよりよい発展を目指し努力をしていかなければならないと考えるものであります。

また、ほかの町村に先駆けて合併推進は想像を絶するご苦労があったと思われま。地域住民のために尽力された首長さんたちのそのご努力に心から敬意と感謝の意を表すものであります。町民から4年という任期をいただいておりますが、半分も経過せず、早めて退任する姿を見るにつけ一抹の寂しさを感じます。できるならもう少しこの合併をおくらせてもよかったのではないかと思います。新市誕生も含めて合併推進の責任者としてのご所見をまずお伺いをいたします。

次に、合併特例債の前倒しについてお伺いをいたします。

国の三位一体改革で、地方自治財源のかなめとなってきた地方交付税等が大幅に減額されており、合併前の財政運営を維持、持続、発展させていくためには合併の恩典である合併特例債をも視野に入れての合併であったと思います。我が田村市も 206億円を当てにして財政計画を策定されているようですが、これは5年も過ぎないうちに全国で3,600あると言われている市町村も3,000や2,000になりますと、10年間保障すると言われている合併特例債は減額されたり、廃止になってしまうのではないかと大変心配するものであります。合併により得た恩典を少しでも有効に使うことこそが、今後合併した市町村に課せられた大きな課題であると思うのであります。既に合併したある町では合併特例債を前倒しして使用する計画を立てているとか聞いておりますが、我が田村市の場合206億円を10年間、均等に按分し財政計画を立てているやに見受けられます。これを少し早め、前倒しをして5年くらいで90%くらい使ってしまうような方法も講じる必要があるかと思いますが、いかがお考えかについてお伺いをいたします。

続いて、財務計画についてお伺いをいたします。

田村市の新年度、平成17年度予算が確定していない状況の中で詳しい答弁もできないと思いますので、あえて詳細な内容については質問いたしません。私たちが市民に配った新市建設計画書によりますと、初年度当初予算額が194億900万円という額は、合併以前の5町村の財政計画を足したものと比較してこの数字は多いのか少ないのか。

この以上3項目について質問をいたします。責任者のご回答をお願いいたします。

議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。博多市長職務執行者。

市長職務執行者（博多祐輔） 44番白石議員さんの質問にお答えいたします。

初めに、新市誕生の所見についてのご質問ですが、本年3月1日をもって滝根町、大越町、都路村、常葉町及び船引町が対等合併し、田村市が誕生いたしました。いわゆる平成の大合併におきましては、新設合併として県内のトップを飾るものであります。また一方で、いわき市誕生以来38年ぶり、県内第11番目の市の誕生となるものであります。これひとえに5町村の首長及び町村議会議員の皆様、合併協議会委員の皆様、そして4万5,000市民の皆様の多大なるご指導、ご支援によるものでありまして、改めて心から感謝を申し上げます。

さて、もう少しおくらせてもよかったのではないかとのお尋ねではありますが、市町村が合併するためには関係町村の各議会において議決してから、都道府県知事への合併申請、都道府県議会での議決、知事の合併決定、総務大臣への届け出、総務大臣の官報告示など、

さまざまな手続が必要なことから、相当の日数を要することになっておりますことはご承知のとおりであります。そこで、田村地方5町村は市町村の合併の特例に関する法律第5条の2、市となるべき要件の特例、及び同法第11条、地方交付税の額の算定特例の規定に基づき、合併のメリットを最大限生かせるよう市町村合併特例法の期限である平成17年3月31日までの期間の中で合併することを協議したものであります。期日の決定につきましては、平成15年6月2日開催の第1回田村地方5町村合併協議会におきまして協議がなされ、新市建設計画の住民説明や合意形成に要する期間、さらに合併にかかわる一部の事務事業に要する時間など、合併に必要な期間がとれる期日であること。平成17年3月31日までの各種特例措置が受けられる合併特例法の期限内での合併期日であること。市制要件の3万人特例の1年延長期間内での合併期日であることなどにつきまして検討して合併期日を3月1日と決定されたものであります。

議長（三瓶利野） 郡司企画調整部長。

企画調整部長（郡司健一） 次に、合併特例債の前倒しについてのご質問にお答えいたします。

合併特例債は、合併後の市町村が市町村建設計画に基づく事業で一体性の速やかな確立や均衡のある発展に資するための公共的施設の整備事業、総合的かつ効率的に推進するための公共施設の統合整備事業などを対象にその経費の95%分を発行できるものであります。さらにその元利償還金の70%は後年度に償還年度の基準財政需要額に算入されることになっており、これまでの活用実績のある各種地方債をはるかに上回る有利性があります。田村市の新市建設計画における合併特例債の活用可能な額は、事業費ベースで207億5,000万円であり、これを合併後10年にわたって活用することになっております。

また、新市建設計画に位置づけられました事業はいずれも重要かつ早期に具体化を図るべき内容であることは認識しております。しかしながら、何をいつどの程度の規模で行うかなど、具体的な事業計画につきましては、新市長就任後に事業の緊急性や必要性、さらに市全体としての発展を図るという観点を踏まえた総合的な判断とそれに基づく調整を行いつつ、早期に実施計画を作成の上、取り組んでまいらなければならないと考えております。ご質問の合併特例債の前倒しにつきましては、新市建設計画の早期実現に向けて有効な手法の一つであろうとは存じますが、現時点では市全体の財政状況が未確定な部分もありますことから、その動向を見きわめつつ財政計画との整合性を確保しながら今後検討すべき課題であろうと考えております。

議長（三瓶利野） 相良総務部長。

総務部長（相良昭一） 私からは新市の財政額についてのご質問にお答えを申し上げます。

本年3月1日をもって5町村が合併し田村市が誕生したわけではありますが、現時点での財政に関する計画としましては、田村地方5町村合併協議会で作成をいたしました新市建設計画の中の財政計画であります。この財政計画は新市誕生後の10年間における健全な財政運営を行うことを基本といたしまして作成いたしております。

その中で平成17年度の歳出総額を194億900万円として推計いたしておりますが、合併前の5町村の平成16年度当初の歳出予算額と比較をいたしますと、約10億円の減となります。これは常葉町の庁舎建設、船引町の芦沢小学校校舎改築事業などの投資的経費があったこと。さらには減税補てん債の借りかえにより公債費が伸びていたことなどが要因でございます。

次に、田村市の平成17年度の歳入歳出の予算見込みと財政計画における平成17年度の歳入歳出総額の大枠的な比較について申し上げます。田村市の平成17年度の予算は、6月までの暫定予算といたしまして職務執行者より提案申し上げておりますが、新市長により政策的経費を盛り込んだ本予算として6月に通年にわたる予算が編成されますので財政計画と田村市の予算の比較は政策的経費以外の比較について申し上げます。

地方税、地方譲与税及び地方税交付金につきましては、財政計画と比較し、合わせて1億6,000万円程度の増収が見込まれます。地方交付税につきましては、国の厳しい財政状況を反映をいたしまして年々交付額が減少いたしておりますが、ほぼ財政計画で見込みました94億円が見込まれます。繰入金につきましては、財政調整基金等から7億円程度の繰り入れが見込まれます。国庫支出金につきましては、継続的に行っている補助事業等で2億2,000万円の増収が見込まれます。次に、使用料及び手数料につきましては、診療所、歯科診療所の特別会計移行によりまして、財政計画と比較して約3億円の歳入減が見込まれます。また、5町村の平成16年度決算剰余金は各行政区単位の地域振興基金への積み立てを行うため、繰越金としては新市に引き継がないことから、5町村からの繰入金として見込んでおりました2億円が歳入減となります。

この結果、合併特例債などの政策的な投資的経費を含まない平成17年度一般会計予算規模は180億円程度になるものと考えております。

なお、新市長就任後に編成されます本予算編成におきましては、合併特例債等を活用いたしました政策的事業が盛り込まれることから、平成17年度の田村市一般会計予算規模は

180億円に新市長による政策経費が加わった額になるものと考えております。

議長（三瓶利野） 白石治平君。

44番（白石治平） ただいま詳細にわたるご答弁をいただき、まことにありがとうございました。

続いて、第2点は、学校防犯体制についてお伺いをいたします。

学校の安全対策は、再犯防止対策は、この2項目についてお伺いいたしますが、いずれも関連がありますので一括して答弁していただいで結構でございます。

平成13年6月8日、大阪教育大学附属池田小学校で罪のない児童、教師が校舎内において殺傷されるという事件が起きました。あの殺傷事件には強い衝撃と憤り、そして怒りと悲しみが全国を駆けめぐったものであります。あれから数年、昨今では大阪府の寝屋川小学校において教師が卒業生に殺傷されるという事件が起きました。今月の9日には刃物を持った女性が学校に進入し、幸い取り押さえられ大事には至らなかったからよかったものの、目を覆いたくなるような事件が後を絶ちません。そのほかにも児童生徒が命を奪われたり、危険にさらされたりするような事件が続いております。また、県内に目を向けますと、福島市の鎌田小学校の生徒さんが朝の登校途中「おはようございます」というあいさつをしたところ、頭を殴られけがをしたとか、わが田村市でも生徒が見知らぬ人に声をかけられ連れ去られそうになったりした事件が起きております。

警察署の調べによりますと、全国の学校で起きた犯罪、外部侵入者による刑法犯は数千件に上ると言われ、前と比べると急にふえているようであります。もはや学校は安全な場所ではなくなっているのではと思われまます。学校の安全をどう確保していくのか、また未来を担う児童生徒を守るためにどのような対策をとられているのかについてお伺いをいたします。

最後に、このような事件が発生していることで、ほかの学校では校門にかぎをかけるとか、集団登下校をさらに徹底させるとか、警報ベルをふやすとか、訪問客のチェックを厳重にするとか、警備員を委嘱するとか、いろいろな方法を講じ始めたと言われておりますが、我が田村市としても再犯防止に向けて真剣に考えていかなければならない問題であると思ひます。そこで、田村市の学校では安全と再犯防止策としてどのような対策を講じているのかについてお伺いをいたします。まさに学校は地域に開かれた学校との関連もあり、相反することなので対策は非常に難しい、このように思ひますが、一刻の猶予も許されないことなので、当局の考え方についてあわせてお伺いをいたします。

議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。大橋教育長。

教育長（大橋重信） 学校の防犯体制のご質問にお答えいたします。

最近学校における侵入者による児童生徒、先生の殺傷事件があり、大変痛ましい事件で教職員ともども改めて学校現場における管理体制について見直しているところであります。市内の学校は豊かな自然に恵まれ、子供たちが伸び伸びと学習に励んでおりますが、反面、外部からの侵入者に対する防犯面で見ると、校地内に容易に侵入できる設備となっております。児童生徒の安全確保のために各学校で学校防犯マニュアルを作成し、外来者の受付簿を置くなどして外来者のチェックを行う体制を確立するなどして、防犯体制の整備に努めているところであります。また、市の防災行政無線を活用し、声かけ事件や不審者等の情報を提供して今後とも市民の皆さんに対応していきたいというふうに考えております。

次に、学校の防犯未然防止対策のご質問にお答えいたします。

教職員の安全対応能力の向上を図るための取り組みや、子供たちの安全能力の向上を図るための取り組みとして、防犯訓練や防犯に対する研修、子供たちを対象とした防犯教室などを実施するとともに、学校の安全点検を実施するなどの措置を講じてまいりたいと考えております。また、学校や地域、関係機関団体との連携を強化して学校の防犯の未然防止に努めてまいりたいと考えております。

44番（白石治平） 以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（三瓶利野） これにて44番白石治平君の質問を終結します。

次の質問者、66番宗像公一君の発言を許します。宗像公一君。

（66番 宗像公一議員 登壇）

66番（宗像公一） 66番宗像公一であります。

実は船引町は一括質問、一括答弁をやっておりまして、一問一答式に不慣れでございまして、私の原稿も今までのような感じでちょっとやりましたので、その辺ちょっとずれているところがあるかもしれませんが、ご容赦をいただきまして、まず質問をさせていただきます。

新市建設計画について及び田村市の幼稚園、小中学校の現状と教育の適正規模について、この2項目について一般質問をさせていただきます。

まず、新市計画についてであります。この計画は5町村合併協議会によって作成され、新田村市にとって新市づくりの基本を表明したものであります。「あぶくまの人・郷・夢を育むまち～はつらつ高原都市 田村市～」の基本法であります。私は五つのブド

ウの実がそれぞれにぴちぴちとして中身が充実し大きく膨らんだ房が実現するような田村市の出発であることを願いながらお尋ねをするものであります。

従来、私たちは長期総合計画を策定しておりましたが、多くの場合、また船引町でもそうでしたが、コンサルタントに頼んで体裁はよいが、中身的には作文が目につく部分も多かったというふうに思います。それに比べて今回の建設計画は、5町村から持ち寄った地域重点事業、新市発展事業、主要事業、県事業の四つのくくりを土台にしながら具体的な事業を念頭に置きながら作成されたことに大きな意義があると考えております。そこで、それらの新市建設計画に掲載を希望する事業の一覧表について、各議会に対する説明の仕方に温度差があったようにお聞きしておりますから、また、これからの田村市にとって議会と行政が基本的な部分において共通の認識を持つということにより建設的な議論が展開されやすくなるものと考えますから、改めて旧町村からそれぞれどのような重点事業等が持ち込まれたか、資料を提出しながら明らかにしていただきたいのであります。

私は身の丈に合った建設計画であるというふうに評価をしております。博多市長職務執行者におかれましては、計画の取りまとめの責任者として中心的な役割を担ってこられました。地方交付税削減が引き続き行われる情勢の中で、財政計画の部分は特に気をつかわれたのではないかと考えます。公債費を減らしながらできるだけ住民サービスを低下させない事務事業の確保に苦心されたように思われます。我々議会も市民の負託にこたえるためにも市当局と同様、さらなる努力が求められておりますが、一丸となって市勢発展を図るために建設計画において特に強調したい点、取りまとめの折のご苦労について博多市長職務執行者ご自身の考えも含めてお話をいただければ幸いというふうに存じます。よろしくお願いいたします。

議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。博多市長職務執行者。

市長職務執行者（博多祐輔） 66番宗像議員さんの質問にお答えいたします。

新市計画につきましては、新市の基本理念やまちづくりの基本的な考え方を示した新市将来構想を基本として、新市が実施する主な施策や事業及び財政計画を盛り込んで策定したものであります。策定に当たりましては、新市において必要とされる事業や施策を5町村からご提案いただき、分科会や幹事会で十分検討を重ねた上まとめた素案を田村地方5町村合併協議会で決定したところであり、合併協定書にも盛り込まれているところでもあります。新市建設計画の位置づけと役割は新市の目指すべき方向性を示すまちづくりのマスタープランとしての性格を有するものであります。計画書に示されたそれぞれの事

業をいつ、どのような規模で行うかなど、個別、具体的に提示するものではありません。このようなことから重点事業につきましては、新市建設計画に集約されている事業が現段階では各町村の重点事業であると私は考えており、44番白石議員さんの質問にお答えしましたとおり、新市長の就任後にその緊急性や必要性、全市的見地に立った発展など、総合的判断に基づき具体的な実施計画を作成の上、計画的に推進することになるものと思っております。

新市建設計画の取りまとめに際し、私は従来の行政サービスを可能な限り維持しながら個性豊かな活力ある地域づくりと地域ごとの均衡ある発展を期することを最優先課題とし、かつその認識を田村地方5町村合併協議会委員の皆様と共有しながら取り組んでまいりました。寄せられた事業はいずれも重要なものばかりでありましたが、特に住民の要望の高い警察署の整備や医療体制の充実、市内全域を周回できる道路整備などは行政としても必要な課題だろうと感じております。行財政の効率化と住民本位の行政を推進しなければならないと同時に、健全財政を維持しつつそれぞれの地域特性を生かしながら固有の歴史と伝統文化を継承し、独自のまちづくりを尊重しなければならないという使命感と責任感とのはざまに生まれる葛藤は小さくなく、これまでの道のりは決して平たんなものではありませんでした。この場に立って振り返りますとき、多くの皆様のご支援と深いご理解、そしてなみなみならぬご尽力に支えられて全うできたことを改めて確信するものであり、万感胸に迫るを禁じ得ません。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（三瓶利野） 宗像公一君の再質問を許します。

66番（宗像公一） ここに持ってきました常葉町から出された重点事業項目です。こちらは船引町です。滝根町さんについてはもっと詳しく枚数が四、五枚あるようなものを出されて検討されております。各町村からこういうものが持ち込まれておるんですね。こういうものがやはり各議会で説明の温度差が大分あったようでございます。よく説明したところ、滝根町さんなんかは全員協議会で詳しくやられてございますが、ほかは余りそれほどよく説明しなかったというふうに聞いております。その辺の温度差があるということで、私たちが、議会も一緒になってこれから市づくりを考えていくのにこういった資料をぜひ議員の皆さんにお知らせしながら、こういうふうなことで、しかし、こういったものの集まりの結果、こういった建設計画ができた、ということになるわけですね。その結果等も振り返りながらやるためには、やはりこういった資料を議会の方にも出していただい

て、共通の基礎的な認識に立ってこれからの市づくりを進めていくことが必要だというふうな認識でもって、こういった資料を出していただきたいというふうに思い質問したわけでございます。したがって、こういったこれからの議会と行政と一緒にあって市づくりを進めていく、こういった姿勢についてちょっと再答弁いただけますか。

議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。博多市長職務執行者。

市長職務執行者（博多祐輔） お答えいたします。

今宗像議員さんからおっしゃられたとおり、新しい市の発展あるいは振興を担うものはやはり議会の皆さんと理事者が一体となって問題の解決に当たらなければならないと思っております。特に先ほど申し上げましたように、警察署の問題、それから医療機関の充実の問題などは最優先すべき課題だと私は思っております。これから新しい市長さんが選挙で選ばれた後、皆さんに当然のその方針を示されると思いますから、十分皆さんにもご支援、ご指導をお願いしたいと思います。

以上であります。

議長（三瓶利野） 次の質問ですか。宗像公一君。

66番（宗像公一） ちょっと出しにくいというようなニュアンスのようでございます。これはまた別にちょっと議論させていただきたいなというふうに考えておりますが、次に、教育長さんにお伺いしたいと思います。

田村市の幼稚園、小中学校の現状、教育の適正規模について教育長にお尋ねをいたします。

ここ数年、特に子供の減少は急激になっているように見えます。私の住む移地区では平成15年度に中山小学校と移小学校が統合して緑小学校が誕生いたしました。その契機となったのが中山小学校における複式学級でありました。以前には季節分校にまでありましたが複式学級が二つできるという現実を前にして、PTAの人たちがまず中心になって統合を推進したというふうに私は受けとめております。複式学級の……、というわけです。船引町では全体として学校統合がおくれています。今ようやく統合の機運が大分出てきました。田村市全域ではどうでありましょうか。少子化の急激な進展に伴い子供たちへの教育効果、子供たちにとっての学ぶ環境、切磋琢磨の必要性などから学校の統合が避けられない情勢であると認識しております。

そうしたことからスクールバスの運行状況及び幼稚園、小中学校の現状について、特に人数がずっと減っていく統計が出ていると思うんですね。そういった状況を明らかにして

いただきたい。そして今後の学校数、学級数、園児、児童生徒数の見通し、こういったことについてお伺いをいたします。

またさらに、学校教育の適正規模について。

私は絶対的な尺度というものはないのではないかとこのように考えておるものですが、いろいろなケース、事例等を含め、具体的な資料、判断材料を持っているわけではございませんので、ここはぜひ、教育長のそういったことに対するご見解をお伺いしたいと思います。都路や大越、そして船引の七郷地区や文殊地区など、あるいは船引の今泉地区など、今すぐにでも統合なんかを考えなければならない問題も出ておりますので、大橋重信教育長には就任早々でまことに恐縮ではありますが、ぜひ、教育長の所信表明のような気持ちでご答弁をいただければありがたいものと思います。よろしくお願いします。

議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。大橋教育長。

教育長（大橋重信） スクールバスの運行状況、幼稚園・小中学校の現状について資料をもって説明せよとのことではありますが、学校数、学級数、園児・児童生徒数の見通しと、学校教育の適正規模についてのご質問にお答えいたします。

市内幼稚園、小中学校全体で運行形態は多少違いますが、スクールバスの台数は16台あり、滝根町では滝根小学校、広瀬小学校、滝根中学校、滝根幼稚園、大越町では上大越小、大越中、上大越幼稚園、常葉町では関本小、常葉中、常葉幼稚園、都路町では全小中学校、船引町では緑小、船引南中をそれぞれスクールバスを運行しております。そのうち、6校が統合時からの運行であります。

学校統合の現状ですが、最近では都路中学校が統合して誕生しており、少子化の傾向が進みますと統合も含めた学校の検討が必要になってくると思います。学校数、学級数、園児、児童生徒数の見通しと適正な学校規模については、国の標準的な学校は、小学校については通学距離が4キロメートル程度で、1学年が2学級から3学級、全校で12学級から18学級が適正規模、中学校では通学距離が6キロメートル程度で、1学年が4学級から6学級で全校で12学級から18学級が適正な規模とされております。市内幼稚園、小中学校の学級数及び児童生徒数の現状は、幼稚園では、大規模な幼稚園は園児数107名で学級数が4学級、小規模な幼稚園では園児数3名で1学級の幼稚園もあります。小学校では、大規模な小学校は児童数605名、学級数が22学級、小規模な学校では児童数が14名で学級数が2学級の学校もあり、平均で学級数が6.5学級、児童数が112名となっております。中学校では、大規模な学校は生徒数452名で学級数が15学級、小規模な学校では生徒数74名で3

学級の学校もあります。平均では学級数が 7.1学級で生徒数が 202名となっており、国の標準的な学校規模より小規模な学校が多い現状にあります。

今後教育委員会としては適正な学校規模についてよく検討し、子供たちの学習環境の整備に努めてまいる所存であります。

議長（三瓶利野） 宗像公一君の再質問を許します。

66番（宗像公一） そうしますと、教育長さん、国の基準はこうなっているということをおっしゃられました。国の基準はそうなおる。しかし、我が地域の現状は現状のようである。そこで、結局は国の基準と私たちのこの地方の現実と、この辺をどうしていくか、これからの課題になるわけです。その辺のところは私たちもできれば地域の文化の中心と申しますか、シンボルと申しますか、そういったところで自分たちの村の学校というか、自分たちの地域の学校というのはできるだけ残したい、こういうふうな気持ちがあるわけです。しかしながら、それと少子化の現状、これをどうマッチさせていくか、これが重要な課題になってまいります。その辺のところは教育長が学校の適正規模をどう考えるか。要するに国の基準はわかりました。国の基準はいいんですが、大橋教育長がこの地域の教育長として、この地域の適正規模はいかなものかなと、こういうふうな考えをした場合にどうだろうかと、こういう質問なんです。国の基準はわかりました。

教育長さん、長年教育に携わってこられたと思いますので、その辺の大橋教育長さん自身の適正規模のこういったものをもう一度ちょっとお聞かせをいただければありがたいと。

議長（三瓶利野） 大橋教育長。

教育長（大橋重信） 市内の小学校で複式学級のとられている学校は7校あります。そうしたことから、7校あっては非常に……、複式学級で学力向上が好ましくないという結果も出ておりますので、適正規模と国の申している規模ではなく、地域の皆さんとよく相談して、統合がいいか、それから通学区域の変更を考えたらいいかというものは、これから教育委員の皆さんと十分協議をしながら、地域の皆さんと十分検討を重ねてその案を示したいというふうに考えております。（「終わります。ありがとうございました」の声あり）

議長（三瓶利野） これにて66番宗像公一君の質問を終結します。

休憩のため暫時休議します。

再開は11時10分といたします。

午前10時53分 休議

午前 11 時 10 分 再開

議長（三瓶利野） 休憩前に引き続き再開いたします。

次の質問者、15番新田耕司君の発言を許します。新田耕司君。

（15番 新田耕司議員 登壇）

15番（新田耕司） 議長のお許しをいただきましたので、先に通告しておきました一般質問をさせていただきたいと思っております。

まず、冒頭に先般船引町において痛ましい災害が発生しました。特に高齢者2名の焼死ということで心からお悔やみを申し上げたいと思っておりますが、新市の誕生ということで、なお一層執行部並びに地域住民が一丸となって地域の防災に当たっていただきたいと存じます。

次に、前回の質問者並びに今回の通告者と質問事項が重複している部分もございますが、当局の懇切なる答弁をお願いしたいと存じます。

まず、市長職務執行者にお伺いをいたします。

平成17年度暫定施政執行方針についてをお伺いいたします。

当面の施政方針と暫定予算について、最重点施策と継続事業の実現について伺います。

3月1日をもって新市がスタートしたわけですが、新市長が決まるまで職務執行者はその重責を担うことになり、我々も期待するところであります。そこで、当面執行する施政方針と暫定予算について伺います。新市が誕生するまでには合併協議会においてすべての項目をすり合わせ、建設計画を作成、国、県の認可を得て合併が実現したわけですが、面積450平方キロ、人口4万5,000人の市政を賄う一般会計、特別会計、合わせて100億円に上るかつて経験したことのない予算規模となるわけです。何事もスタートが大事であり、慎重にかつ果敢に粛々と進めなければなりません。

そこで次の事項について当局の考えを伺います。1点、まず、最重点事業として庁舎建設があります。これは3年を目途に完成しなければなりません。そこで、建設規模、候補地の選定方法、基金の造成、建設費等についてどのように取り組むのか、お伺いをいたします。

議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。博多市長職務執行者。

市長職務執行者（博多祐輔） 15番新田議員さんの質問にお答えいたします。

まず、当面の施政方針と暫定予算について、最重点事業と継続事業の実現についてのご質問にお答えいたします。

現在、地方自治体の行財政を取り巻く環境が大きく変貌する中であって、個性豊かな地域社会の形成や少子高齢化への対応、地域経済の活性化など多くの課題に直面しております。このような状況の中で住民皆様方の期待にこたえていくためにも町村合併は必要な道筋であったと考えており、3月1日、滝根町、大越町、都路村、常葉町及び船引町が合併し田村市の発足を見ることができましたことは、これひとえに議会の皆様を初め住民皆様方の温かいご指導、ご支援の賜と心から感謝申し上げます。

いよいよ田村市の新しいまちづくりが始まるわけですが、田村市におきましては、それぞれの地域の発展が全市全体の発展のために不可欠であるとの考えのもと、クラスター方式を採用し、5町村それぞれがこれまでに培ってきた歴史と伝統をお互いに尊重することとしております。そのための新市の施策につきましては、新市建設計画の将来像であります「あぶくまの人・郷・夢を育むまち～はつらつ高原都市 田村市～」を実現するため、「元気で活力ある産業のまち」など、5項目を基本方針として取り組もうといたしております。

平成17年度田村市一般会計暫定予算の編成に当たりましては、新市の新たなまちづくりのための第一歩となる予算である観点から合併協定書、新市建設計画及び田村地方5町村合併協議会の協議内容を指針とするとともに、5町村それぞれの進めてきたまちづくりを継承することを基本に各町村が積算を行い予算編成を行ってまいりました。しかしながら、合併直後は新市長が選出されるまで市長不在となることから、一般会計及び特別会計予算は4月から6月までの3カ月間に執行を必要とする最小限の経費を計上したものであり、人件費や扶助費等の義務的経費、継続的な事業及び施設管理経費等の経常的経費及び合併を円滑に進めるための合併関連費を計上することを基本に編成したものであります。したがって、重点施策等政策的な経費につきましては、新市長就任後に平成17年度一般会計予算として提出されることとなります。

また、5町村が行ってまいりました継続事業につきましては、新市建設計画策定に当たって5町村の総合計画等も反映されておりますし、クラスター方式の採用によりまして、旧町村ごとの特色あるまちづくりを継承、発展させることを指針としておりますので、新市建設計画によって5町村それぞれの継続事業も実現が図られるものと考えております。

なお、庁舎建設計画につきましては、合併協議会におきまして十分検討いただきまいりました結果、利便性及び交通の事情を考慮して3年を目途に建設することとされております。建設規模、建設候補地、建設費などについては現在白紙の状況ではありますが、これ

も新市長就任後、庁舎建設委員会等の設置も含め検討が進められると考えております。

以上であります。

議長（三瓶利野） 新田耕司君の再質問を許します。

15番（新田耕司） 前者への答弁の中で、最重点事業として警察署、それから救急医療体制の病院というような話もございましたが、その中に庁舎の建設が入っていないという部分は非常に残念でありました。今回、庁舎の建設についての答弁でございますが、3年を目途にということは非常に重要であると考えます。それらはなぜ重要かと申しますと、新しい市庁ができるまでの空白の期間、これが最終的には3年以降にずれ込む可能性がある重要な期間だと思っておりますので、できるだけ早く建設委員会等を立ち上げて、その準備をお願いしたいと思います。

次に、2件、建設計画の具体的な取り組みについてお伺いをいたします。

まず、1点でございますが、財政計画の策定についてでございます。新市のスタートと同時に1カ年もしくは5年、10年の短期、中・長期の財政計画を策定し、健全な財政運営に当たらなければなりません。建設計画によれば国、県からの合併に係る財政支援措置は合併町村補助金が3カ年で4億8,000万円、地方交付税の措置が5カ年で5億7,000万円、特別交付税措置が3カ年で7億3,000万円、合併特例債が10カ年で207億5,000万円、県合併市町村支援交付金が5カ年で5億円となっております。しかし、これらの財政支援はただ単に歳入に組み込まれ、歳入欠かんの穴埋めに使われては大変困ります。ちゃんと目的を明確にして使わなければなりません。

そこで、これらの計画は現在できておるのか。できていなければ今後の取り組みはいつごろから始まり、いつまでにこれができるのかをお伺いいたします。

2点目でございますが、地域審議会の設置についてでございます。今回合併特例法第5条の4項で、各行政局ごとに地域審議会を設置することを合併協議会で協議されました。田村市の合併で最も特徴のある目玉といえる地域の特性を生かしたクラスター方式、これらを推進するためには行財政の改革を基本に地域審議会の機能を最大限に生かした地域住民密着型の行政であります。「合併して最も不安となることは何ですか」というアンケートの中に、「今までの行政サービスが低下するのではないか」と答えた人が多かったようです。これらの不安を解消するために地域審議会の役割は重要であります。むしろサービスをより向上させることが住民の満足度を上げる要因だと考えております。

そこで、地域審議会の設置とその役割、審議会委員の選任、審議の内容についてお伺い

をいたします。

3点目、職員の定数管理と教育についてでございますが、職員の定数については既に条例化され、平成17年3月1日現在601名と大所帯となったわけです。これらは議員の定数と同様、住民の最も関心のある事柄であります。行財政の改革で職員の定数削減と住民サービスの向上は相反することになるわけですが、これらを同時に解決することがよき執行者であり、信頼される執行者でもあると考えます。

そこで、建設計画にもある10年間で121名の職員削減を具体的にどう進めるのか、伺います。

また、職員教育であります。事務の効率化と質の高い行政サービスを行うために、職員一人一人の能力を最大限に発揮させる職場環境と適正配分に努めて定期的に研修の機会を設けて公務員としての自覚と誇りを醸成しなければなりません。これらについて具体的に答弁をお願いします。

議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。相良総務部長。

総務部長（相良昭一） 私から財政計画の策定についてのご質問にお答えをいたします。

田村市の財政に関する計画といたしましては、平成16年度に合併協議会で策定をいたしました新市建設計画の中に、財政運営の指針といたしまして財政計画が位置づけされております。この計画は平成17年度から平成26年度までの10年間について合併協議の結果に基づき調整内容のほか、合併による経費の節減や各種の財政措置等を反映させた上で、厳しい財政状況のもとでも健全な財政運営が行えるようにすることを基本として策定をいたしております。さらに中期的な財政収支の見通しを立て、これをもとに現在及び将来における問題点をとらえ、財政運営の健全性を確保するための対応策を明らかにする観点からも5年程度を期間とする中期財政計画等の策定も今後検討してまいらなければならないと考えております。

ご質問の合併に係る財政支援措置等につきましては、合併市町村補助金、合併直後の臨時的経費とする地方交付税、合併に関する特別交付税、合併特例債、福島県の合併支援交付金などがあります。

まず、合併市町村補助金につきましては、合併に伴い必要な事業として建設計画に位置づけられたものに対して認められる補助金で、合併初年度を含む3カ年で合計4億8,000万円が交付されます。活用事業等につきましては、政策的経費であることから新市長のもとに計画を策定するものであります。

合併直後の臨時的経費といたしましては、地方交付税が5年間にわたり合計5億7,000万円が措置されます。年平均で1億1,300万円ですが、この交付金は合併特例債を仮に年間20億円程度活用する際に生じる一般財源5%相当分として利用するものであります。

合併に関する特別交付税であります。3年間にわたり合計7億3,000万円が交付されますが、合併協定書に基づく経費の増など影響額調整に利用するほか、新市長の政策的経費の財源とするものであります。

合併特例債につきましては、10年間で合計207億5,000万円の、事業の95%に相当する額を起債として活用できるものであります。政策的経費であることから、新市長誕生後に年次計画を策定した上で具体的な事業に利用するものであります。

福島県の合併支援交付金につきましては、1億円が5町村として5年間で5億円が交付されるものであります。この交付金につきましては、本市の場合、平成16年度の合併準備金として既に活用を始めております。今後の利用目的につきましては合併前に整備を進めてまいりました電算機器システムのリース等に活用するものであります。

以上でございます。

議長（三瓶利野） 郡司企画調整部長。

企画調整部長（郡司健一） 次に、地域審議会の設置についてのご質問にお答えいたします。

市町村の合併の特例に関する法律第5条の4に基づく地域審議会につきましては、5町村単位の設置を初め、設置期間や役割、定数、任期など、地域審議会の組織及び運営に必要な事項に関する田村地方5町村合併協議会の合意に基づき、昨年10月12日の5町村議会の臨時会におきまして地域審議会の設置が決定されました。地域審議会は、市長の諮問に応じて新市の建設計画の変更や施行状況、基本構想の策定と変更など、今後の田村市建設、とりわけ新市を構成する各地域の特色ある発展を図る上で地域住民のご意向を広く反映させる極めて重要な市長の諮問機関であると認識しており、市長就任後できる限り早期に委員の委嘱等を含め、開催できるよう公募委員の募集方法の検討など、各行政局と連携しながら進める必要があると考えております。

議長（三瓶利野） 相良総務部長。

総務部長（相良昭一） 次に、職員の定員管理と教育についてのご質問にお答えをいたします。

田村市の職員の定数は条例の定めるところにより 601名となっておりますが、現在の職員数は本庁 143名、5 行政局で 446名の合計 589名となっております。今後は新市建設計画の中の第 6 章財政計画第 2 節歳出の人件費におきまして、退職者の補充を抑制することによって職員数を段階的に削減することとされておりますので、10年計画の中で定数管理を行い、適正規模にしていかなければならないと考えております。

なお、今後の定年退職者につきましては、平成16年度末は 6 名、平成17年度末は 2 名、平成18年度末は 4 名、平成19年度末は12名、平成20年度末は16名、平成21年度末は30名、平成22年度末は24名、平成23年度末は28名、平成24年度末は29名、平成25年度末は29名の合計 180名となっております。これら職員数の減少により市民へのサービス低下を来さないよう新規採用計画を決定していかなければならないと考えております。

また、職員教育につきましては、重要な課題でありますことから、福島県自治研修センター等で実施されております各種の専門研修などへ職員を派遣し、研修、派遣を通して公務員としての自覚と責任ある行動が発揮できるよう田村市職員の研修計画を作成する考えであります。

議長（三瓶利野） 新田耕司君の再質問を許します。

15番（新田耕司） 財政計画については前者もおただしてございますので、地域審議会でございますが、既に旧町村において議決されておりますが、市の条例化について、条例の制定についてはいつごろ行われるのか。それから、具体的な取り組みについては行政局ごとということでもありますので、それらの時期について、新市長が誕生する前にそれらの作業に入るのかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

それから、職員の定数管理でございますが、単純に定年者 180名という10年間の目標を掲げますと、これは 121名はクリアするようになるんですが、いかにせん新規採用者というものがないと行政は動くことができませんので、これら新規採用と定年退職についての兼ね合いを考えますと、121名が達成できるかどうかというのはちょっと不安でございます。できるならば、60歳定年ではなくて、勸奨制度などを採用してそれらを調整していく方法もあると思うんですが、それらについてはどういうふう考えているのか、お聞かせ願いたいと思います。

それから、職員の教育研修でございますが、単に自治研修センターということもありますけれども、特に庁内の教育研修についてもひとつのそれらについての考え方、庁内での研修の方法を独自に考えていく方法もあると思いますが、それらについて自治研修センタ

一任せではなくて自前の研修機関を考えるのかどうかをお聞かせ願いたいと思います。

議長（三瓶利野） 郡司企画調整部長。

企画調整部長（郡司健一） 新田議員さんの再質問にお答えをいたします。

地域審議会の条例設置ということでございますが、地域審議会につきましては、通常でございますと、自治法で定められておる審議機関でございますので条例で定めるのが原則ということになってございます。しかし、地域審議会の設置の主な趣旨でございますが、これは地域住民の合併に対する不安等を払拭するというふうなことでございまして、合併の前に設置する必要があるということにされてございます。それぞれの合併関係の市町村で行うというようなことでございます。新市がまだ誕生していないということがあるわけでございます。それから、編入合併の場合についてもその条例をどこで設置するのだということになりますので、これについても合併前の町村ということで条例を議会の方に提出して議決をいただくというような方法になってございます。

したがって、新市になってからの条例の制定でございますが、これはないということでございます。合併前の5町村でそれぞれの議決をして地域審議会を5町村ごとに設置するということを議決いたしまして、協議書によって成立しているということでございます。

以上でございます。

議長（三瓶利野） 相良総務部長。

総務部長（相良昭一） 新田議員の再質問にお答えをいたします。

まず、職員の定数の関係でございますが、先ほどもお話し申し上げたように、定数条例では601名、今後の退職予者180名というようなお話しを申し上げましたが、新規採用をどうするか、これについてが重要な計画になってくるのかなというふうに認識いたしております。これについては新市長とも十分検討いたして進めてまいりたいというふうに考えております。さらに勸奨制度のご指摘もございましたが、現在5町村それぞれ勸奨制度を持っておりますので、今後につきましてもこの制度は活用しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

次の職員研修でございますが、県の研修センターのみならずというようなお話でございましたが、現在、5町村それぞれに民間の機関、さらには町のごみ焼却施設、さらには福祉センター等々での研修も実施している町村もございます。そういう実績もございますので、十分、県の研修センターに限らず、多方面の研修計画を立ててまいりたいとい

うふうに考えております。

以上でございます。

議長（三瓶利野） 新田耕司君の再々質問を許します。

15番（新田耕司） よくわからないんですけども、地域審議会の条例の制定について旧町村において議決されて、これが協定になっているということなんですが、そうすると、田村市が誕生しても旧町村で策定した条例はそのまま生きてくるというような考えを持つんですが、そういうことはほかの予算書の中にも関連したものが出てくるんですけども、一応旧町村が廃止になったということですのですべてのものが新しい市によって制定されるのが筋かなと私は考えておりましたが、それらについて旧町村で制定された条例がそのまま新しい市の方に生きてくるということになれば、どういうふうな手続で新しい市の条例に生きてくるのかをお聞かせ願いたいと思います。

議長（三瓶利野） 郡司企画調整部長。

企画調整部長（郡司健一） 説明の仕方が若干舌足らずだったとも思いますが、旧町村で議決をいたしまして協議によって地域審議会を定めるということになっておるんですね。でありますので、地域審議会を設置することを議決して、そして協議書が作成されておると思うんですけども、本来ですと議会で議決をして定めるわけでございますが、この時点では新しい市がまだ当初できておりませんので旧町村ごとに行って、市になったならばその協議によってそれが生きてくるという、そういう設置を決定するというにされてございます。

ただし、これを新市になってから変更する、一部改正をするというふうな場合については議会の議決が必要ということにされております。

以上です。

議長（三瓶利野） 新田耕司君。

15番（新田耕司） 今の質問で新しい市がまだできていないというのがちょっとわからないんですけども、これで前の質問はできないことになっておりますので次に進みたいと思いますが、3点目、新市機構における本庁と行政局の役割と職務分掌についてをお伺いいたします。

1点目、意思決定のスピード化と効率化について。新市機構は既に周知するところではありますが、マンモス議会に象徴されるとおり、執行部答弁者側もマンモス化されております。県においては部局を初め出先機関まで従来の課制を廃止して領域グループ制に改め、

意思決定のスピード化と効率化を図っております。初めは戸惑いもありましたが、現場の声は従来にない職員の自主性が重んじられ、政策立案のスピード化が図られたと聞いております。今回の体制でむだはないのか、逐次見直していくのかをお伺いしたいと思っております。

2点目、各課窓口業務のスムーズな対応についてお尋ねいたします。窓口業務については広報等で住民に周知されておりますが、すべてで行政局で対応できるのか、本庁まで出張しないと用が足せないのかがはっきりとわかっていない人が多いのに驚きました。合併ということで、今までと変わったと誤解する住民もおりますので、単に広報で流せばいいんだということではなく、その都度文書に明確に担当課を明記していただきたいと思っております。

そこで、3月1日から今日までどのくらい窓口苦情やトラブルが発生しているのか、お伺いをいたしたいと思っております。

議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。相良総務部長。

総務部長（相良昭一） 意思決定のスピード化と効率化についてのご質問にお答えをいたします。

田村市の組織機構におきましては、それぞれの地域の発展が新市全体の発展のために不可欠であるとの考えのもと、クラスター方式を採用したところであり、市民の身近なサービスについてはそれぞれの地域で受けられるようにするとともに、地域住民の生活に密着した問題はその地域の住民の意見が十分に反映されるよう市の組織体制を整備したところであり、田村市の組織には課制はありますが、その中に係は置かず、担当制といたしましてグループ制と同じ組織を編成し、縦割りの弊害をなくし、スピード化と効率化するための組織を立ち上げたところであり、これらはスタートしてまだ2週間ですが、田村市事務決裁規定に基づき決裁の進め、むだが発生しないよう努めてまいります。また、事務執行上において不都合が生じた場合には逐次見直しをしていくことが大切であると考えております。

次に、各課窓口業務の対応についてのご質問にお答えをいたします。

合併に伴います市民の皆様方への周知につきましては、前に各世帯に向けて田村市誕生に伴う合併ガイドブック、5町村の広報紙及びお知らせ版により行ってまいりましたところであり、今後も周知は十分と考えておりませんので、引き続き広報等により徹底を図ってまいります。

なお、苦情やトラブルにつきましては、市民の皆様から寄せられた貴重な意見として対

処するよう指示いたしておるところでございます。どのような苦情等があったかのご質問でございますが、その内容について申し上げます。

現在までに本庁総務部総務課に寄せられた苦情は4件、各行政局へ寄せられたものは滝根1件、都路1件、常葉3件、船引が3件ほどであります。本庁での内容は、

- ・104で田村市の番号案内をしたところ、旧船引町役場の案内をされた。NTTへの手続をとったのか。
- ・行政局の窓口対応が遅い。
- ・田村市合併ガイドブックに選挙管理委員会の電話番号が入っていない。
- ・田村市市役所封筒の電話番号に2カ所の誤りがある。

の4件でございます。行政局の苦情については、滝根が、

- ・窓口が混んでいて待たされた。

都路が、

- ・総合案内がないのか。

常葉が、

- ・窓口が混んでいたとき保険証を返却に行ったが、長い時間待たされた。
- ・職員か市民かわからない。制服を着用してはどうか。
- ・自分の用事がどこへ行ってよいのか、どの課なのかわからない。

船引では

- ・休日に外人登録原票記載事項証明書を交付してもらえなかった。
- ・介護保険被保険者証交付の際、返却先に出張所の記載がなかった。合併の弊害ではないか。
- ・常葉行政局へ保険証を返却しに行ったとき時間がかかり過ぎた。
- ・テーブルもいすもなかった。

などの苦情が寄せられておりますが、いずれにおきましても即日に対応いたしまして、相手の方へご説明を申し上げ、ご理解を得たところでございます。

以上でございます。

議長（三瓶利野） 新田耕司君の再質問を許します。

15番（新田耕司） 本庁と行政局の役割の中ですが、行政局長の役割であります。合併前の町村長、助役がすべて各種行事や会議に出席して地域の声を反映しておったわけですが、もちろん我々議員の役割も重要となったわけですが、行政はすべてにおいて執行者の

もとに企画立案して住民のサービスに当たっているわけですので、本庁の市長、助役はもちろん、行政局長の役割もこれからは非常に大きくなってくると思いますので、それらのまずは行政局長の役割についてできるだけわかりやすく答弁願いたいと思います。

それから、本庁業務の伝達方法でございますが、イントラネットをオンライン化してスピード化を図られているとは思いますが、これだけの膨大な各部、各課、それから職員がおりますので、それらの効率化は今後できるだけ早いうちに図っていただきたいと思えます。

それから、窓口業務のスムーズな対応についてでございますが、先日、たまたま私の父が介護認定更新手続があったものですから、その通知に従って、本庁の生活福祉部に問い合わせをしてくださいというようなことが書いてありましたので、本庁に真っすぐ行きました。しかし、本庁に行く前に船引行政局でちょっと相談を受けましたが、これは大越の行政局でもいいですよという話もありました。しかし、いきなり大越に行ってまた本庁ですよということになると行ったり来たりということですので、一応本庁の方に行ってみましたが、それらについてははっきりと窓口が明確に記載されていなかったということもありました。

また、その後、介護保険の更新手続の中で、ケアプランの作成について再度再調査をするということで、一応その申し込み用紙の中には、調査の場所を記載してくださいということで、一応介護施設に入所しているものですからそこをお願いしたいということで了解をもらったんですが、そこから施設ではもうできませんと、これは従来どおり、在介においてやるんだというようなことで、一体どちらに持っていったらそれが認められるのかなということで、ちょっと迷っていたのですが、行政局の担当保健福祉課でも今度は施設ではなくてこちら、それから在介でやりますということでいまだ結論が出ておりません。一体これはどういうふうになるのかと思ってしばらく様子を見ているんですが、それらについてももっとスムーズな対応をお願いしたいと思いますので、その点についてお答えを願いたいと思います。

議長（三瓶利野） 相良総務部長。

総務部長（相良昭一） 新田議員の再質問にお答えをいたします。

まず、行政局長の権限についてのお話がありました。先ほどお話し申し上げていましたように、クラスター方式の合併ということの基本を進めてまいりました。その中で行政局の中の行政局長の権限につきましても、いわゆる現地解決型の組織というとらえ方をい

たしておりますので、事務の専決規定の中での権限も与えているというようなことと、事務決裁規定についても同様でございますが、権限を与えながら現地解決型を進めていただいているというような状況でございます。

次のイントラネットを踏まえた職員の、いわゆるネットワークの効率化のお話でございますが、これらについても電算組織を立ち上げておりますので、職員の効率化についてもさらに趣旨徹底を図りながら進めてまいりたいというふうに考えております。

次の窓口業務のことについてのご質問でございますが、それぞれ五つの行政局の中で合併がなされて窓口サービスの低下を招かないようにというようなものが博多市長職務執行者の冒頭の着任の訓示でございました。その意思を部長等会議を通じまして職員に趣旨徹底を図ったところでございます。ただ、一部行政局の職員等については人事の異動についても余り動かさないということの考え方でありまして、影響は可能な限り少なくしたいというふうな手当をされたわけでございますが、やはり組織が変わっているというようなことから、先ほど苦情のお話でも申し上げましたように、何点かについては徹底しない部分があるというふうに認識いたしておりますので、十分、早いうちにそういうことのないように職員に徹底を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（三瓶利野） 15番新田耕司君。

15番（新田耕司） 時間がないですから、次に進みたいと思います。

最後の4点でございます。市指定金融機関の選定についてをお尋ねいたします。

まず1点、5町村合併協議会正副会長会の選定権について。

この件については既に専決処分で決定したわけですが、この件の選定権については不透明で納得できない部分があるわけですが、同僚議員からも質疑がなされたわけですが、5町村合併協議会の正副会長会において決定されたと承知しております。現職市長職務執行者も会議に臨んでおったわけですが、どのような意見があって決定されたのかをお伺いいたします。

2点目ですが、選定基準について。

議会臨時会において答弁のあった、各金融機関、JAたむらからこの件についての調査書を取り、これをもとに検討して選定したとありましたが、調査書にある調査項目とはどのような項目があったのか、比較する基準は何だったのか、数字を優先したのか、地域に対する貢献度、法人税の納税額、さらに職員の行政に対する貢献度などをかんがみ総合的

に判断されたのかを伺います。

3点目、今後の取り扱いについて。

今後契約更改の条件はどういうふうにするのか。競争にするのか、随意契約にするのか。それは執行権の範囲内なのか。また選定委員会等の設置をして次の契約更改をするような考えがあるのかどうかをお伺いいたします。

議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。相良総務部長。

総務部長（相良昭一） 初めに、指定金融機関の選定についてのご質問にお答えをいたします。

まず、5町村合併協議会正副会長会の選定経過について申し上げます。指定金融機関につきましては、地方自治法第235条第2項の規定により、市の公金の収納または支払いの事務を取り扱わせるために東邦銀行を指定することとし、3月1日市長職務執行者として専決処分をし、議会第1回臨時会においての議会のご承認を賜ったものであります。

選定の経緯につきましては、平成16年6月10日、合併協議会幹事会において選定の手順を決定し、管内6金融機関への意向調査などをもとに収入役会議、合併協議会幹事会、正副課長会議において検討し、平成16年9月6日開催の正副会長会議におきまして新市指定金融機関に東邦銀行を内定したものでございます。その後、合併調印締結後の10月5日、正副会長会議において合併後2年間東邦銀行を指定することに決定し、内定通知をしたものであります。

次に、選定基準についてのご質問にお答えをいたします。

選定基準につきましては、派出所の設置の可否、派遣の人員費、事務費、各種振込手数料、収納代理金融機関の制限、システムマニュアル作成期間などについて意向調査を行い、検討した結果、東邦銀行から最も有利な条件の提示があったものでございます。

次に、今後の取り扱いについての質問にお答えをいたします。

今後の取り扱いにつきましては、平成18年度までの2年間東邦銀行を指定金融機関として公金の収納または支払いの事務を行ってまいりますが、平成19年度以降につきましては、改めて選定の手続をしていくこととなります。

議長（三瓶利野） 新田耕司君の再質問を許します。

15番（新田耕司） 選定基準は前にもお伺いしましたのでそれらはいいとしましても、まず各金融機関、JAたむら、これらについてのまず、経営内容、預貯金高、貸付金額、不良債権、資本金、自己資本比率等のそれらの調査は行ったのかどうか。それから企業間で

行われているディスクロージャーの周知、それらをどのように正副会長会議で検討したのか。一応自己資本比率の国際基準8%をクリアしている各金融機関だとは思いますが、今は経営内容が非常に難しい金融機関もございますので、これがペイオフ、それから交付金、各種基金とか資金運用についてもこれら金融機関を使用することになるわけですので、十分にこれらを調査して決めたのかどうか、これを再度お伺いしたいと思います。

また、ただ単に今示された手数料とか、マニュアル作成についてだけではちょっと不安が残るというようなこともありますので、今後、平成19年度の方針については十分に検討をしていただきたいと思っておりますので、それについても再度ご答弁願いたいと思っております。

議長（三瓶利野） 相良総務部長。

総務部長（相良昭一） 新田議員の再質問にお答えいたします。

意向調査の状況でございますが、これにつきましては預貯金等のことも考慮してというようなご質問でございましたが、ただいま申し上げた選定基準の派出所の設置、費用の問題等の意向調査の状況を踏まえて総合的に判断をいたしまして決定をしたということでございます。あくまでも意向調査の中での判断でございます。

次の自己資本比率については、意向調査ということから調査はいたしておりません。

次の資金運用のお話でございますが、これについては指定金融機関も含めて市内六つの金融機関がございますので、それらの運用につきましては十分検討して皆さんの金融機関が利用できるような形で進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（三瓶利野） 新田耕司君の再々質問を許します。

15番（新田耕司） 指定金融機関については、これからペイオフに向かって膨大なる公金を預けることになるわけですので、なお詳しい調査を今後ともしながら慎重に進めていただきたいと思います。

以上をもって質問を閉じます。

議長（三瓶利野） これにて15番新田耕司君の質問を終結します。

昼食のため、休議いたします。

再開は午後1時といたします。

午前 11時59分 休議

午後 1時00分 再開

議長（三瓶利野） 再開いたします。

62番安藤嘉一君は午後欠席する旨の届け出がありましたので、報告いたします。

次に、説明員として出席しておりました農業委員会事務局総務課長は公務のため午後欠席となります。

一般質問、次の質問者、2番木村高雄君の発言を許します。木村高雄君。

（2番 木村高雄議員 登壇）

2番（木村高雄） 通告をいたしました3項目について一般質問を行いたいと思います。

まず最初に、小中学校30人学級への田村市の対応についてという問題であります。

2005年1月4日に福島県知事の年頭記者会見において、新年度から小中全学年の30人学級を行えるよう市町村を支援すると発表がありました。実施すれば今のところ全国初ということになるわけであります。ゆとりある子供の教育のためにも少人数学級の取り組みが求められるわけであります。

そこで、以下の点について伺いたいと思います。田村市として今後どのような方向で30人学級を進めていくのか。また、30人学級を進めていく上でどのような問題を生じるのか、まず最初に答弁を求めます。

議長（三瓶利野） 大橋教育長。

教育長（大橋重信） 2番木村議員のご質問にお答えいたします。

田村市として今後どのような方向で30人学級を進めていくかのご質問にお答えいたします。

福島県教育委員会では少人数学級をこれまで以上に充実していくため、平成17年度は40人という学級編成の基準を弾力化することになりました。小学校1、2年、中学校1年については30人学級編成を継続し、小学校3年から6年、中学校2年、3年においては30人程度学級編成を行うというものであります。学級編成に当たって、教員配置の基準は児童生徒数が33人となっており、34人になりますと1学級増となります。33人程度の学級編成の実施の方向については従前に比べかなり弾力的な活用が可能となっており、少人数学級を行うか、少人数指導を行うかは、各学校や地域の実情をとらえ、市町村教育委員会が選択することになりますが、田村市教育委員会としましては少人数学級編成とし、加配定数を活用していく予定であります。

次に、30人学級を進めていく上でどのような問題が生じるかのご質問にお答えいたします。

まず施設が学級増に対応できるかどうかということが考えられます。しかしながら、田村市の該当校において平成17年度に学級増となっても教室の不足は生じないと予定しております。

参考までに申し上げますと、本年度の学級編成で平成14年度から実施されている小学校1、2年生及び中学校1年生の30人学級制は、小学校では、滝根小1年が1学級、上大越小が1、2年が各1学級、船引小が1、2年が各1学級、合計5学級の増であります。中学校では、船引中が1年生が1学級、常葉中が1年が1学級で、合計2学級が学級増となる予定であります。

また、来年から実施される30人程度学級編成では、小学校では、滝根小の5年生が1学級、上大越小の3年、5年、6年で各1学級、船引小の3年、5年で各1学級、合計6学級の増であります。中学校では、滝根中の2年が1学級、大越中の3年が1学級、都路中も2年、3年が各1学級、船引中の2年、3年生が各1学級、移中の3年生が1学級増となり、合計7学級増となる予定であります。

また、教員の配置でございますが、県教育委員会では学級増に伴ってふえる教員は講師等により配置を行う旨、伺っておりますが、この点については特に問題がないものと思われております。

以上です。

議長（三瓶利野） 木村高雄君。

2番（木村高雄） 30人学級に向けて田村市としてスタートするというので、やはり、本当に今子供たちに対するゆとりある教育ということで福島県も進めてきたわけでありましてけれども、私がこの問題で心配したのは、いわゆる学級数がふえることによりいわゆる学校の改築費がかかるということがあるわけですが、それに関しては県ではなかなかお金は出さないという方針なんですよね。今の答弁を見ますと、現在の校舎の状況でそれに対応できるということですので、ぜひとも田村市の未来を担う子供たちにしっかりとした教育をしていただきたいということを申し上げたいと思います。

次に、質問でありますけれども、社会保険加入者の乳幼児医療費窓口無料化の実施についてという問題であります。

国民健康保険加入者の乳幼児医療費の窓口無料化は現在実施しておりますが、社会保険加入者の乳幼児医療費は現在も立てかえ払いとなっております。加入者からは国保同様窓口無料化にしてほしいとの声が寄せられております。突然の病気やけがのときお金のこと

を気にせず、病院に駆け込めるといのは何よりも心強いものではないでしょうか。

そこで、以下の点について伺いたいと思います。田村市として社保乳幼児医療費窓口無料化を実施する考えはあるのかどうか、答弁を求めます。

議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。秋元生活福祉部長。

生活福祉部長（秋元正信） それでは、社会保険加入者の乳幼児医療費の窓口無料化の実施についての質問にお答えいたします。

合併に伴いまして、さきの合併協議会の調整内容によりまして、田村市民の利便性と公平、公正の原則におきまして、地域格差を解消すべく、乳幼児医療の窓口無料化を滝根町の例を参考に合併後検討するとされております。県内状況を調査いたしましたところ、多くの市町村が実施しているとの情報でございます。広域化した田村市におきましても合併協定により実施に取り組まなくてはならないものと判断するところでございます。窓口無料化に向けてもろもろの問題がありますが、まず、広域的に医師会との契約を必要とすることから、田村医師会、それから福島、二本松、郡山、須賀川、いわきと、田村市と近隣します医師会等との契約も必要でございます。それらについて田村市民の広範囲にわたる受診のために地域の医師会、歯科医師会、薬剤師会との協議契約締結が不可欠であります。この中で、社会保険につきましてはレセプトチェック体制がちょっと甘いというようなことでございます。また、郡山市におきましても社会保険加入者乳幼児医療費窓口無料がまだ実施ができていないということでございますが、郡山医師会との協議が必要でございます。その中で、郡山市も平成17年度中に実施に向けて検討中とのことでございますので、それらを踏まえまして、田村市としましても少子化の乳幼児健全育成のために調査研究しながら事務効率のよい方向に向けていきたいと、こう考えておりますのでよろしくお願い申し上げます。

議長（三瓶利野） 木村高雄君の再質問を許します。

2番（木村高雄） 実施に向けて方向づけているということでありましてけれども、前も滝根町でこのやりとりをしたときにいわゆる社会保険についてはレセプトが問題だということなんですよ。レセプトというのはご存じのように、きちんとした診療が行われているかということについてだと思っておりますけれども、これは国保の場合にはいわゆるこのレセプトを行うというのは結局保険者が行うわけですよ。国保の場合にはこれは自治体が行うということになると思っておりますけれども、社会保険の場合には社会保険のそれぞれの団体が行うということになると思っておりますけれども、これは甘いというのはどういうことが

甘いのでしょうか。自治体がもう一回、再度これを二重チェックするということになるのかどうか。それと、事前に通告してあるとおりだと思うんですけれども、国保の乳幼児の数とあと社保の乳幼児の数、これをちょっと答弁をいただきたいと思います。それからレセプトの件についてお願いします。

議長（三瓶利野） 秋元生活福祉部長。

生活福祉部長（秋元正信） それでは、おただしの件について申し上げますが、社会保険につきましては、国保と違いまして社会保険庁の方にレセプトが参りますので、その点検がこちらではできないということで、乳幼児の診察券、それを信用するほかないということです。

それから、田村市の乳幼児医療対象者ということでございます。これにつきましては平成17年1月末の住民基本台帳からの人口でございますが、6歳時未満の就学前の乳幼児でございます。合計で2,336名でございます。うち、国保が667名、残りの1,669名が社会保険でございます。

議長（三瓶利野） 木村高雄君。

2番（木村高雄） いずれにしてもレセプト、社会保険の方でやっているから、私はそんなに……、信用してもいいんじゃないかと思うんですけれども、それが乳幼児医療費窓口無料化になる弊害には私はならないと思いますよ。

それで、今報告のあった乳幼児の数ですけれども、国保が667名、それと社保の乳幼児が約3倍近くの1,600某ということになりますので、この制度が実施されればその恩恵を受ける子供たち、または家族というのは非常に増えるわけですね。そういった点からもぜひこの制度をいち早く実施して、子育て支援の大きな柱にしていきたい。このことを申し上げたいと思います。

そして、きょうは資料として須賀川市で実施している要項を私、取り寄せたものですから、後で参考のためにやりますので見ていただきたいと思います。

さらに、次の質問に移らせていただきます。

介護保険制度見直しによる田村市の対応についてという問題であります。

介護保険制度が実施され5年後、2005年度、今年は見直しがなされる年であります。その見直しの内容といたしますのは、軽度要介護者へのサービスが制限、または切り捨て、施設入所者の居住費や食費が全額自己負担、または2号被保険者の対象年齢の引き上げなど、国の負担を軽減する一方、国民、利用者、自治体への負担が押しつけの内容となって

おります。

そこで、以上の点について伺いたいと思います。このような見直しを実施されれば田村市、利用者にどのような影響を与えるのか。また、田村市の介護認定者の介護度ごとの人数、さらには介護認定者の介護サービス利用限度額に対する利用率、そして施設入所者の待機者数、以下の点について答弁願います。

議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。秋元生活福祉部長。

生活福祉部長（秋元正信） それでは、介護保険制度見直しによる田村市の対応についてということでございます。

保険制度も浸透しまして、住民のニーズにこたえ利用者増となって、制度として理解を得られてきたものでございますが、これを踏まえ、国においては制度の定着に伴いまして、利用者負担が強いられ、まさに制度全般にわたる施設入所費並びに食費等、利用者負担の声が聞かれますが、改革案が間もなく示されるものと思われれます。その影響につきましては、高齢者の増、並びに第1号被保険者65歳以上、並びに2号被保険者に負担がかかるものと考えられます。田村市といたしましても平成18年度には第3次介護保険料の改定期が参りますことから、保険料の見直しにつきまして、高齢者の寝たきり防止策、健康維持のための自立支援対策、尊厳の保持等に向けた健康保持推進事業の展開を図り、高齢者の生きがいつくり等、老人クラブや保健推進員、行政局間の連携を密に図り、保険料につきましては国民の相互扶助であります。需要と供給のバランスを考慮して負担の軽減等にでき得る限り努めてまいりたいと、こう考えております。

次に、田村市の介護認定者の介護度別の人数についての内容についてお答え申し上げます。

資料といたしましては平成17年の1月末現在ということでございます。要支援の方が184名、要介護1の方が567名でございます。要介護2の方が313名、要介護3の方が297名、要介護4の方が249名、要介護5の方が220名、合わせまして1,830名でございます。

次に、介護認定者の介護サービス利用限度に対する利用率の質問にお答え申し上げます。

これにつきまして平成17年1月末ということでございます。要支援の方が184名、1人当たり6万1,500円の限度額でございますが、合わせますと1,131万6,000円に對しまして434万9,000円の利用ということで38.4%。要介護1の方が567名でございます。1人当たり16万5,000円の限度額でございますが、合わせますと9,400万円。それに対しま

して 4,781万円の利用で50.9%。要介護2の方が313名、1人当たり19万4,800円の限度額でございますが、6,097万円に対しまして3,903万円ということで64%の利用でございます。要介護3の方が297名、これは1人当たり26万7,500円でございます。合わせますと7,945万円に対しまして4,824万円が61%。要介護4の方が249名、1人当たり30万6,000円の限度額でございます。合わせますと7,619万円に対しまして5,920万円、77.7%。要介護5の方が220名、1人当たり35万8,300円の限度額でございます。合わせまして7,883万円に対しまして4,967万円、63%でございます。利用状況の中で一番多いという方が要介護4の方が多いようでございます。合わせますと利用限度総額4億円に対しまして2億4,800万円の利用状況、利用率といたしまして全体で62%になっております。

次に、施設入居の待機者についてのお答えを申し上げます。

旧田村郡内においては、田村福祉会が運営しております4施設がございまして、待機者が877名であります。その内訳につきましては、船引のこぶし荘に292名、あぶくま荘に218名、こまち荘200名、都路まどか荘167名であります。これらにつきましては空きベッド待ちの方々が重複している分もでございます。

大変申しわけございませんでした。今説明の中で介護認定者の介護サービス利用限度額に対する利用率という中で、要介護1の方567名、1人当たり「16万5,800円」を「16万5,000円」と説明申し上げました。おわびして訂正申し上げます。「16万5,800円」でございます。失礼しました。

議長（三瓶利野） 木村高雄君の再質問を許します。

2番（木村高雄） 今報告されたんですけれども、意外に利用率は高いですね。滝根町で前に調べたときには40%ということなんですけれども、要支援、介護度1ということについては今回の見直しの中でこういった人たちの介護サービスを切り捨てるという動きが出ておるわけですね。例えば介護度1の、実際私は話を聞いたんですけれども、介護度1の利用者がいるわけなんですけれども、その利用状況を調べてみますと、毎日の生活援助のサービスを利用し、買い物、それから食事の準備にヘルパーさんを利用してもらうということであり、そして通所の機能訓練に週に1回ほど通い送迎してもらっているということで、少ない年金、約3万8,000円の中から約1万2,000円ぐらいの利用料を支払っている。大変ではあるけれども、生活をしていくためにはやむを得ない措置だということであり、今回の見直しの中で、やはり一番の目玉というのはやはり利用者の多い要支援、介護度1を切り捨ててしまおう、国の財政削減を図るためにやろうという動きが出てきているわけ

でありますけれども、そういったことになればまさに大変な事態になるわけでありまして。そして、この今報告のあった数字にも見られるように、要支援、介護度1というのはやはり大きな介護サービスを受けておる方々がいるという実態に照らして見れば、やはりこういった認定から外れた場合のそういった今後の対策というのは非常に重要な部分ではないかと思っておりますけれども、どのような方向でそういった認定から漏れた人に対して施策を行うのか、答弁を願います。

議長（三瓶利野） 秋元生活福祉部長。

生活福祉部長（秋元正信） ただいまおただしの件でございますが、介護保険料につきましては、各町村で旧来保険料の設定の段階で委員会等を立ち上げておりましたので、今回の田村市においても委員会と各種団体、医師会等からも応援、そういうものをいただきながら、その中で、やはり国の流れではございますけれども、それらに対する何らかの措置は考えなくてはならないと思っておりますので、その辺については今後来年の3月まで時間がありますので、その間に検討をさせていただきたいと、こう思います。

議長（三瓶利野） 木村高雄君の再々質問を許します。

2番（木村高雄） 国の政策というのは、まさに自治体にも大きな負担、利用者に対しても大きな負担を強いるということが明らかになったわけでありましてけれども、しかし、先ほど来、利用率についても60何%ということでありましたけれども、やはり介護保険料を納めて実際介護保険サービスを100%受けたいというのは、やはり介護する家族、それから本人にしても当然の願いだと思います。そういったことから考えれば、やはり一番は利用料の負担というのが大きな問題になってくるわけでありましてけれども、そういった状況の中で、全国においては約4分の1の自治体は何らかの形でそういった利用料、保険料に対する減免制度というものを創設しているわけでありましてけれども、この問題についてもどのように考えるか、答弁を求め、私の質問を終わりたいと思っております。

議長（三瓶利野） 秋元生活福祉部長。

生活福祉部長（秋元正信） ただいまのおただしの件でございますが、田村市においても減免制度はございますので、それらに十分対応しながら対応してまいりたいとこう考えております。

議長（三瓶利野） これにて2番木村高雄君の質問を終結します。

次の質問者、5番渡邊 勝君の発言を許します。渡邊 勝君。

（5番 渡邊 勝議員 登壇）

5番（渡邊 勝） 私は船引行政組織の出先機関であります出張所について通告どおり質問していきたいと思ひます。

福島県はいわき市誕生以来38年ぶりに11番目の新生田村市が誕生し、地域の特性を生かしたクラスター方式での5行政区が置かれました。田村市行政規則第34条にあります船引行政局、組織の出先機関の文珠、美山、瀬川、移、芦沢、七郷、要田各出張所は昭和40年7月1日から住民に対しサービスの向上を目指し、今は行政区、戸籍、住民台帳、印鑑登録、手数料の収納、住民福祉に対する事務などを行っており、7各出張所、新生田村市誕生のときそ出先機関まで気配りの目を向け、改名するのが当たり前と思われませんが、2点について伺ひます。

組織機構であります市役所、次に行政区、次に出張所と今現在あるわけなんです、私の考える機構によりますと思ひますには、また市役所、その次行政局、次に支所、センター、これは仮称なんですけれども、そういう考えはなかったのかどうか、1点。

もう1点は出張所を改名することができないならば、その根拠、規定についてあるのかどうかお伺ひしたいと思ひます。一括答弁でよろしいのでよろしくお願ひします。

議長（三瓶利野） 当局の答弁を求めます。相良総務部長。

総務部長（相良昭一） 5番渡邊 勝議員のご質問にお答えをいたします。

初めに、（仮称）支所とかの考えはなかったのかとのご質問にお答えをいたします。

船引町の出張所につきましては、昭和32年に地方自治法第155条第1項の規定に基づき設置をいたしました。お話しのとおり、文珠、美山、瀬川、移、芦沢、七郷、要田の七つの出張所でございます。この出張所の取り扱いにつきましては、田村地方5町村合併協議会の調整結果、現状のとおり新市に引き継ぐことが確認されておりましたので、現状のとおり関係規則等にて行政局の所管施設、及び出先機関の事務分掌を定めたところであります。昭和30年の昭和の合併当時は要田出張所を除く六つの出張所につきましては、町の一般的な事務をつかさどる支所として設置されましたが、その後事務事業の見直しが図られまして、昭和32年に船引町役場出張所と改めて以来約48年間という長きにわたり、船引町の船引行政局管内の市民に愛され親しまれてきた施設でございます。出張所の名称につきましても、地方自治法に基づいた呼称でありますので、合併協議会の調整の中で特段の議論はなされませんでしたので、現状のまま出張所といたしたところでございます。

次に、出張所の改名ができなければその根拠、規定はとのご質問にお答えをいたします。

支所、出張所の設置につきましては、地方自治法に支庁、地方事務所等の設置及び区に

ついて規定されており、第 155条第 1 項では地方公共団体の長はその権限に属する事務を分掌させるため、条例で必要な地に、都道府県にあっては支庁、及び地方事務所、市町村にあっては支所または出張所を設けることができるとされており、これが支所、出張所の設置根拠規定でございます。

支所設置の基準につきましては、昭和22年11月、自治課長の回答といたしまして、支所の設置は市町村の全部事務を執行するものであって、交通不便の地あるいは市町村の廃置分合等により従前の市町村役場を廃止せずして支所とする場合等であり、したがって、その組織は相当の職員が常時勤務することを要件とするものである。また支所と出張所について、現在支所で行っている市の一般的な事務を縮小し、戸籍及び住民登録に関する事務、配給に関する事務、公金の収納に関する事務、国民健康保険事務中、被保険者の異動整理、台帳整理、その他軽易な保険事務の相談に関する事。その他住民との連絡に関する事務とした場合、支所の名称を存続させることの可否について、栃木県総務部長の照会に対して、昭和33年 2 月行政課長から出張所の名称を用いることが適当であるとの回答がなされたところでございます。また、支所と出張所の相違として出張所は住民の便宜のために市役所または町村役場まで出向かなくても済む程度の事務を処理するために設置をする、いわゆる市役所または町村役場の窓口の延長という観念であるとの回答でございます。

したがって、田村市行政組織規則第34条に規定される出張所の事務分掌として所管行政区に関する事務、戸籍及び住民基本台帳に関する事務、印鑑登録に関する事務、手数料の収納に関する事務、住民福祉等に関する事務、その他の事務と規定をいたしておりますので、法律及び行政実例等から判断をいたしますと支所の設置要件には当てはまりませんので、出張所の名称を使用せざるを得ないと考えております。

議長（三瓶利野） 渡邊 勝君。

5 番（渡邊 勝） わかりました。質問を終わります。

議長（三瓶利野） これにて5 番渡邊 勝君の質問を終結します。

議長（三瓶利野） これをもちまして本日予定しました通告による一般質問は終了いたします。

これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 1 時 3 6 分 散会

